慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国に於ける労働不安の状態
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.3 (1913. 7) ,p.417(1)- 443(27)
JaLC DOI	10.14991/001.19130710-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130710-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の向は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

日本新聞は不斷に面白き小說講談を連載して紙面を賑はし、大多數の平民階級に一日の勞苦を忘れしむべき通俗的娯樂を與ふる外、一面に於て極めて嚴格なる國論の指導者たり、宜なり識者の常に日本新聞の論壇に依つて健全なる思想の糧を得つゝある事

三田學會雜誌　第七卷第三號

論說

英國に於ける勞働不安の狀態

堀江歸一

一

工業國に於て資本家と勞働者との間に利害の衝突を來し、協議論爭を重ねて、解決するに至らず、後者が同盟罷業に依て前者を脅すに對し、前者亦同盟解傭を以て、後者に報ゆるが如き、國家の不祥事たるや論を俟たず。吾輩の如き、勞働問題に就て、一部の頑冥守舊者流と根本の見解を異にする者と雖も、尙ほ之を以て、國家の慶事と認むる能はず。唯現時の社會組織を以てして、大規模の工場工業發達し、多數の工業勞働者が資本家と相對立する以上は、兩者の利害時に衝突するは免かる可

からざるの數にして、又此衝突は兩者の利害をして其赴く可き所に就かしむるの効果なしとせず。現時の社會組織に於て、勞働紛議の絶無を望むが如き、望む者の愚なるは勿論、國家の威力を擁して、紛議を防遏せんとするに至ては、天下の至愚之に及ぶものなきを信ぜざる能はず。英國は工業發達に於て、他の諸國に一日の長あるの故を以て各種の產業を通じて、勞働紛議の發生すること亦頻繁にして、殆ど應酬の遑なきの感なしとせず。然るに英國朝野の人士が之を視ること甚だ冷淡にして、恰も夏季に腸加答兒の發生し、冬季に感冒の流行するを見ると異ならざるの趣ありき。商務院が毎年編纂して、世間に發表する「勞働統計摘要」には當該年度に起れる勞働紛議の種類、性質、繼續日數、關係人員數、紛議の結末等を掲ぐるを以て、舊來の慣例とす。而して是等の數字を見るに、時に多少の異動なきを得ずと雖も、大體に於て連年平均し、又異動ありとするも、商工業不景氣、物價低落の時代に於ける紛議は勞働者に不利の解決を來し、商工業繁榮、物價騰貴の時代に於ける紛議は勞働者に有利の解決を告ぐるが如く、自ら準繩の據る可きものあり。殊に往年結社禁止法廢止せられ、法制上に於ける職工組合の地位承認せられ、所謂平和的步哨（ピースフル、ピケッチング）の

制度亦合法の行爲たるを得てより、勞働紛議に際して、資本家勞働者互に公明の態度を持し、如何に多數の衆が罷業を行ふも、一時の感情に刺戟せられて、財產を破毀し、人命を損傷するが如き、勞働紛議に伴ふ險惡なる徵候を認むること少なきを得たり。然るに最近兩三年間英國に發生する勞働紛議を見るに、聊か從來の慣行と趣を異にし、一の事業に同盟罷業行はるれば、之と何等の關係を有せざる他の事業の勞働者亦罷業を企てゝ以て前者の成功を援助せんとし、罷業せざるときは醵金を罷業者に送致して、以て罷業を繼續せしめんとし、罷業者は必ず資本家を敵視し、彼を倒さゞれば我倒るの態度を以て之に臨み、而して此種の紛議は鐵道運送、船舶、船渠等世人の認めて公共的利益に關係ある事業に起ること多く、是等の一事業に罷業行はれんか、他の如何なる事業に紛議の發生を見るや豫測す可からざるの狀を示して已まず、斯の如きは從來理性に富める英國人が感情に依て、行動を律せらるゝに至れるが爲めか、職工組合主義を遵守して進退したる英國勞働者が社會主義若しくは「シンヂカリズム」の思想に感染したるが爲めか、將又職工組合の聯合的動作意外の邊に伸張し、而して之を指導する人の思想極端に趨れるの結果か、輕卒

に論斷するを許さず。唯斯の如き狀態の下に於て、社會公衆と勞働運動との交渉重大と爲れるは勿論にして、世人は之を呼ぶに「勞働不安」(Labor Unurest)なる辭を以てし、政府が如何なる方策に依て、此危機に處するやを注視して怠らざるに至れり。

勞働者全般の問題に對して、英國政府の取る方針は近年稍や變調を呈し、殊に最近一兩年間に於て、著しき變動を示さんとす。從來政府の勞働問題に對する政策を決定する根本原則は必要已むを得ざる場合に限り、勞働上の弱者に國家の保護を加ふるも、其强者に對しては、彼等の結社聯合して、他の强者たる資本家と抗爭するに任せたり。工場法に於ける婦女未成年者に對する保護立法を始めとして、最近の特殊工業賃銀裁定局法に至る幾多の立法は何れも前記の方針に準據するものと見る可し。然るに一兩年來勞働社會に勞働不安の狀を示し、其國家全體に對する影響の大なると共に、國家直營の諸事業を經營するに障碍を來すや、政府は稍や大なる見地に據て、勞働問題解決の衝に當らんとし、先づ千九百十一年十月鐵道現業者間に同盟罷業の計畫あるや、之に次いで、工業紛議調査局(Industrial Council)なるものを設立し、傭者幷に被傭者の代表者を委員とし、勞働紛議に關して、調査局に

申請し來れる事件を調査し、其紛議が國家重要の產業に關係し、又從屬的事業に大なる混亂を來し、又關係者が紛議發生以前若しくは其以後に於て、自ら解決する能はざる場合には、調査局自ら適當の處置を施すを得るととしたり。固より調査局は傭者被傭者を强制して、勞働紛議を申請せしむるものに非ず、調査局の決定は何等强制的効力を有するものに非ず、仲裁和解に依る任意的協定に干涉を加へんとするものにも非ず、唯同盟罷業發生以前に、紛議を解決す可き公正なる條件を示し、出來得べくんば、輿論の援助に依て、之を厲行するを期するのみ。從來商務院の勞働課を主宰し、勞働問題の理論幷に實際に通曉するの點に於て、英國第一人の稱あるサー、ジョーヂ、アスクヴイスが工業紛議調査委員長(Chief Industrial Commissioner)なる職名を帶びて、委員會の職務を指導するは、世人の望を屬する所なるが如しと雖も、斯る組織權限の機關が勞働紛議の解決、勞働不安狀態の鎭靜に幾何の効果あるやを斷定する能はず。然も英國政府が從來の態度を潤色して、工業紛議調査局を設立したるは、畢竟鐵道、炭坑、運送諸業に紛議續出するを憂慮するに基けるものにして、更に此以上に組織ある方法に依て、勞働紛議を解決するに至らざるか。事

變の起れる後に計畫を講じ而して必要の生ずるを待つて、應急策を施すは智者の爲す所に非ざるを以て、政府の施設に一歩を進むるものある可きは、中外の豫想したる所なりしが、千九百十二年六月首相アスキス氏は下院に於ける演說中、此問題に論及して、左の意見を述べたり。

近時發生したる勞働紛議より得たる經驗に徵すれば、傭者被傭者間に、友誼的又は平和的關係を維持せしむる困難の一は兩者をして工業上の協約を遵奉せしむる方法の缺如せるに在るを認む。或は兩者の間に使傭條件に關する協約ありて、兩者を拘束するも、一地方に於る職業の全體を拘束するに足らず。是等の事情は傭者被傭者双方に影響を及ぼす者にして、隨て(第一)何を以て工業上の協約を適當に遵奉せしむるの方法とするか(第二)傭者幷に被傭者の代表團體に依り締結せられたる工業上の協約は如何なる程度迄、特別の職業又は特別の地方を通じて、厲行せらる可きかを考量するを要す。從來政府は事情の調査に腐心し、又各方面の實際家より意見を徵するに吝ならざりしが、上記二問題も亦之を工業紛議調査局に諮問し、其決議に據て、今後の政策を決定するの意嚮を有す。

英國の政治家は時局の問題に就て、所見を開陳するを辭せずと雖も、其責任ある地位に顧みて、容易に直截明快の議論を爲さず。アスキス氏の演說亦此例に洩れず。と雖も、工業紛議調査局の施設以上に、一歩を進めんとするは、卽ち將來の方針を暗示するものと認むるに難からず。從來政府が勞働條件の協約に對して、直接干涉を非としたるは、法律の干涉を以て、商業の發達を害するものとするの信念に制せられ、或は英國の產業が多年個人主義的基礎に居りて、繁昌したる習慣に據れるものなれども、一方には傭者たると被傭者たるとを問はず、總て工業の關係者が政府の直接干涉に反抗したるに基く所少なしとせず。卽ち職工組合聯合會議の如きは勞働取引所に反對し、特殊工業賃銀裁定局法に非難を加へ、和解機關の設立をも不必要とし、現に前年下院議員ウヰル、クルークス氏(ウーリッチを代表し、勞働黨に屬す)が加奈陀の制度に準據して、和解法案を提出するや、却て與黨の攻擊を蒙り自然消滅の已むを得ざるに至れるの例あり。然るに千九百十二年の運送業同盟罷業に於ては、組織ある勞働者の團體を以てして、其勢力大なるを得ず、一方に社會亦同盟罷業頻發の頻に堪へざるに至らんとするの徵あるより、是等の事實は政府

を刺戟し、ロイド、ジョーヂ氏は千九百十二年七月二十三日下院に於て倫敦港同盟罷業事件の討議せらるゝや、一場の演説を試み、其一節に於て、「余は何等かの形式に於ける立法上の制裁なくして、勞働紛議に關する問題を解決するを得るを信ずる能はず。蓋し傭者又は職工組合にして、工業紛議調査局に申告するを好まず、輿論を無視する者あり、斯る輩に對しては、和解法は全然失敗に歸す可ければなり。卽ち是等の場合に處する爲めに、立法を要し、或る制裁を以て、之を厲行せざる可からず。而して此種立法の成立する以前に於ては、傭者被傭者双方に對して、或る決定の厲行せられ、又厲行せられ得るの保證あるを必要とす」と論じ、アスキス氏の暗示的意見を明にせんとしたり。而して自由黨政府舊來の政策に就て將來の方針を推察せんか、各地方に傭者幷に被傭者の代表團體を組織せしめ、其決定したる事項に施行力を付與するに存す可し。議會は必ずしも賃銀の劃定を試みず、單に關係者間に、成立したる協定に强制的服從の效力を與へ、此協定を破毀したる當事者に制裁を加へ、破毀の爲めに損害を蒙れる當事者に賠償を請求せしむることを以て、提案の要領とす可し。此種の刑罰に對しては、今日職工組合の方面に非難の聲高く、勞働黨亦斯る事情を想察して、之を提案するに至らずと雖も、或る事業例へば製靴業、ブラッドフォード染業者組合、ヨークシヤー染工組合、ブリッスル、グロースター船渠勞働者の如きは、以上の提案に贊成し、倫敦市の運送業勞働者亦昨年の大紛擾を解決するに當り、右の政策を最善の方法と認めたるの事實あるに徵するときは、政府が提案の實行に着手するの時あるを信ずるに難からず。今日英國民は盡く勞働不安の狀態に對して、國家の或る施設を爲すことを望みつゝあり。勞働黨の勢力に倚賴する自由黨內閣の立場より云ふときは、抵抗力の最も微弱なる方途を選ぶ可きや論を俟たず。職工組合の如き、曩に資本勞働協同制度に反對したるも、今日之を非難せずとすれば、裁定局に對しても亦然る可きものあるを想像するを得べし。

或は此以上に歩を進め、議會に大なる强制的權能を賦與し、以て勞働不安の狀態を鎭靜するに資せしめんとする者あり。彼等は從來議會が勞働問題に關して、法律を制定するも、之を厲行するの手段に缺くる所あるを以て、大なる弱點とするものゝ如し。例へば炭坑に同盟罷業發生するも、議會は坑夫が就業を拒む以上は、之

を強制して、復業せしむる能はず、坑主が拒絶する以上は、炭坑を開掘せしむる能はず。茲に於てか、彼等は後者の場合に於ては、或る賠償を與へて、炭坑を國家の所有に移して其開掘を確保し、前者の場合に於ては、就業を拒絶する者に刑罰を課する の權能を國家に與ふるの必要を唱ふと雖も、斯る政策は同盟罷業を其行はるゝに任すよりも、弊害の大なるを免かれざる可し。

政府は昨年來生活費に關する調査に從ひ、生活費增加の事實顯著ならんか、之に應じて郵便事務現業員の如き官廳管轄の下に在る勞働者の賃銀に增率を行ふことを期したるが、今や生活費增加の事實顯然たるの報告を得たりと云へば、此點に於ても今後或る改良を告げ、勞働不安の狀態を鎭靜するに資するの日遠きに非ざる可し。

二

如上の提案に對して、勞働問題の關係者卽ち傭者被傭者幷に社會公衆は如何なる利害を有するか。勞働不安の狀態に對する傭者の態度には、種々の差別の存す

ることを認めざる可からず。第一、彼等の多數は消極的態度を持し、議會の干涉を無用とし、自由放任の地位に居ることを望むが如し。必ずしも此地位に居りて、自己の自由意思に據て、專斷を縱にせんとするに非ず。唯之を以て傭者被傭者雙方に有利なる勞働問題の解決を期するが爲めにして、畢竟彼等は多年個人主義に養成せられ、此主義の下に產業の發達を告げ得たるを以て、之に安んずるものと見る可し。彼等の內には、全然傭者組合にも屬せず、單に自己の意思に據り、職工組合を對手として、勞働條件を決定せんとする者あり。既に傭者組合にすら屬するを拒む以上は、更に之より大なる外間の監督に對しては、其種類の如何を問はず、之に反對するを以て、當然なりとす。第二、一地方に於て傭者組合に屬し、他の傭者と一致の態度を取るものに於ても、從來任意に勞働者と協定したる以上に、協定するを好まず、多年勞働者と或る程度に於て互讓的協定を爲し來りたる事實を擧げ、勞働者の地位を進むる爲めに、立法の必要なるを認めざる者なり。卽ち或る貨物の產出せらるゝ產業に於ては、勞働者は既製品の賣價の高低を標準として、其收入を增減するの主義に據て、資本家と協定し、鐵鋼鐵事業に於ては特に潤滑平準法の効果顯

著なるの事實を擧げ、以て資本勞働の關係を調和するの餘地ありとす。而して斯る意見を有する傭者は勞働者社會に異常の不安狀態あるを認めず、外部の干渉に依て、有利なる結果を齎す可きを信せざるなり。第三、然るに運送運輸業に於ては、事情の自ら異なるものあり。是等諸業に於ては、直接に貨物を生産する事業と異なり、勞働者の賃銀に自動的變更の加へらる可き標準を存せず。隨て勞働者にして、生活標準の向上、生活費の增加を理由として、傭者を動かすに非ざれば能く賃銀を增加して、他方面の勞働者の享くる利益を頒つ能はず。傭者は固より勞働者に對して、寛大なる態度を示さず、彼等の要求に接せざるに、賃銀を引上ぐることなきを以て現時に於ては勞働者は組織の力に依り、自己が公正と信ずる所を强力を以て得んとす。玆に於てか運輸運送業の傭者は漸次危險を感じ、或は傭者自ら進んで勞働者の要求に應ずるを辭せざるものあり。北東鐵道會社が職工組合を公認し、組合と直接に勞働條件を協定せんとするに至れるが如き、此一例を以て見る可し。英國北東地方に於て、職工組合の勢力强大なるを顧みるときは、傭者が此方針に出でたる亦異とするに足らず。而して傭者が一歩を進め勞働者をして契約破

毀に伴ふ損害を負擔せしむる條件の下に、勞働條件を決定する傭者被傭者聯合の裁定機關の組織を求むるに至れるは、自然の勢とず可し。

第二、勞働不安の狀態に對する勞働者自身の態度に就ては、彼等の資本又は資本制度に對する見解の相違せる爲めに、分岐の甚だしきものあり。勞働者中、資本制度の價値を承認するものある可しと雖も、其多數は此制度を以て、多數者の犧牲に依て、少數者の致富を策するものとし、無政府主義者の如き、「シンヂカリスト」の如き、此見地より現狀の打破、舊制度の破壞を主張して已まず。トム、マン氏の如き口を開けば、資本制度を破壞して、資本を獨り勞働者の所有に移すの必要を說き、其勞働時間の減縮、賃銀の增進を求むるが如きも、畢竟一事業に於ける生産方便を全然勞働者の所有に歸せしむる一階梯とするに過ぎず。隨て資本家が多少の讓歩を爲すも能く彼等の感情を緩和するに足らず、一の讓歩を得れば、勞働者は終局の勝利に達するに一歩を進めたりとして、聊か滿足の意を表するのみ。斯る思想にして、勞働者の間に瀰蔓せんか、勞働不安の狀態は熄止するの時なかる可し。蓋し勞働者自ら現下經濟組織の維持せらるゝ範圍内に於て、何ものをも望まざるを以て何

等の對策を見出す能はざればなり。

然れども英國勞働者の多數は常識に富み、理性に豐なるの點に於て、他に比類を見ざるの稱あり。擾亂は敢て彼等の好まざる所にして、寧ろ現下の不安狀態を脱し、部分的若しくは一般的同盟罷業の爲めに、損失を蒙ることなく、經濟的利益の最大限を收むるの道に就くは、彼等の最も熱心に希望する目標なり。近時ウエルス氏は英國勞働者の性格の著しく變轉したることを論じ、「英國の勞働者は從來其見識の狹隘にして、又多く實際的に流るゝの傾向を示したり。彼等の想像力の狹少にして、加ふるに一般的理想の缺如せるは、屢々社會主義者幷に革命的理論家をして、彼等の爲す無きに失望せしめたり。彼等は從來同盟罷業を企てたりと雖も、單に賃銀の增進、勞働時間の制限を目的としたるのみ。彼等は現在の産業制度幷に其方式に安んじて、何等疑ふ所なかりき。然るに今や事情は急變し、新時代の勞働者は舊時代の勞働者を驅逐し、今日政治幷に産業界を支配しつゝある老年中年者の全然關知せざる思想を持せり。即ち彼等は制度に反抗し、勞働の根本的條件に反對する爲めに、不定の目的を以て、同盟罷業を爲すに至れり。」と述べたり。勞働

者中「シンヂカリズム」を信奉する者の性格行動のウエルス氏の所説の如くなるは明白なりと雖も、多數の勞働者は必ずしも然らず。彼等は概して健全なる常識を有するの點に於て、前時代の勞働者と異なる所多しとす可からず。社會制度の根柢を維持し、而して勞働者の要求する所、少なくとも地位の上進、知識の發達に伴ふ要求を滿足せしむるの見地より云はんか、彼等が毎週定額の賃銀を收得し、而して此賃銀が商工業繁榮の時期に於て、舊來の程度に固定して、停滯するが如きことなきと同時に、商工業不振の時期に於て、勞働者獨り其災禍を蒙り、其額に不法の低減を來さゞるは、多數勞働者の重要視する點にして、彼等は此點に或る保證を求めて已まざるものなり。毎期の職工組合聯合會に於て、此種の議論湧起し、多數の贊成を得て決議せらるゝは最も注目を値す可く、又勞働黨も一時職工組合と歩調を一にする爲めに、綱領中に職工組合の企圖する計畫を掲ぐること少なからず。現に千九百十二年勞働黨首領ベン、ダーナー氏がバーミンガムに於ける年會に提案したる勞働不安に對する救濟策中、(一)土地鐵道を始め總ての公共的事業を公有に移す社會主義的樂園(二)總ての人に對する最低賃銀を一週間三十志に劃定すること

(三)總ての事業に於ける勞働時間を八時間に限定し、必要已むを得ざる場合の外、夜業を禁止する事、(四)勞働權の承認、(五)小學校より大學に至るまで無料教育制度の制定、(六)賃銀裁定局法の擴張、(七)選擧法改革並にオスボーン判決破棄等を掲げたるが是等の內、第二、第三、第五の諸項は職工組合の主張と正に合致せるものと云ふ可く、一方に機關工出身にして、グラスゴー市ブラックフライヤー區を代表する下院議員ジーエヌ、バーンス氏が總ての職業に對する勞働時間を一週四十八時間に限定するとを主張し、國民聯合裝飾業職工組合の書記長アレキサンダーゴシップ氏も超過時間勞働の制度が同僚より麵麭を奪取するの故を以て、之に反對しつゝあるが如き、又英國炭坑夫聯合組合の執行委員にして、現に過般の炭坑夫罷業に際し、南ウエールス坑夫の指導者たりしヴアーノン、ハーツホーン氏が昨年倫敦デーリー、メール新聞の勞働不安に關して發したる質問に答へて法律上の保證ある最低賃銀の決定、法律上の保證ある八時間勞働の決定、勞働者の負擔し得る家賃を標準とする國民的住家標準の決定を以て、勞働不安に對する救濟策の重要なるものとしたるが如き、勞働者の利害を代表する者の意見の一致點を示すものなり。而して

賃銀裁定局法の擴張は國家の干涉に依て、賃銀を劃定するの利益を承認するものにして、勞働者の利益を代表する者に依て、此說の唱出せらるゝを見るは勞働不安狀態の對策として、勞働者の要請する所の如何なる邊に存するやを明にするものと云ふ可し。

吾輩は曾に勞働黨若しくは職工組合の所屬者の非公式に、又は議會以外の場所に於て發表したる意見に據て、如上の推測を下すを得るのみならず、千九百十二年六月勞働黨の代表者が下院に提出したる一議案に依て、勞働不安の狀態に對する勞働黨の態度を明にするの資料を加へたりとするに躊躇せず。同案の要點は傭者並に職工組合の代表團體の締結したる任意的約定をして、契約の當事者たると否とを問はず、總て同一事業に從ふ傭者を拘束する効力を有せしむるの一事に存す。議案として提出せられたるに止まり、其議決を見ざりしと雖も、勞働黨が此種の提案を爲したるは、英國に於て組織ある勞働團體が任意的行動を補ふに、國家の助力を以てするに熱心なるを示すものとす可く、或は職工組合も傭者も一旦成立し、議會の承認を經たる約定を遵守するに對し、金錢上の保證を辭せざるに至るや

も知る可からず。近年に於ける勞働不安の狀態に伴うて、生じたる幾多の事實に顧みるときは、國家は同盟罷業の爲めに、産業の攪亂され、又社會の困惑するを座視するを許さゞると共に、勞働者をして勞働に對する合理的報酬を獲得せしむるの保證も獨り國家に於て之を爲さゞる可からざるの理を明にするものあり。濠洲に於ては勞働者の賃銀は文明社會の一員と認めらるゝ普通被傭者の正當なる要求を充すに足るものならざる可からざるの原則を確定するに至れり。思ふに英國に於ても此原則の立法上に確定せらるゝに至らざる限り、勞働不安の狀態を脱却する能はざるに非ざるか。曩日炭坑最低賃銀法に於て坑夫に對し、最低賃銀裁定局法に於て、苦役事業（スエツテッド、トレーヂ）に從ふ勞働者に對して認められたる原則は、同じく國家の助力を得るに非ざれば、生活賃銀を獲得するに難き總ての勞働者に對して認めらるる可きの道理なり。然も此目的を果す國家機關が當時の政府若しくは政黨政治の勢力の外に居るは最も必要にして、此配慮を缺かんか、勞働者の勢力を意外の邊に伸張せしむ可し。即ち英國が從來炭坑最低賃銀法に於ける地方局賃銀裁定局法に於ける裁定局に獨立公平の性質を有せしめたる所以なり。

即ち總ての勞働者に生活賃銀の獲得を保證するには最低賃銀裁定局法の主義を擴張するを以て最良の方法とすると雖も、然も此方法を以てしては、勞働者が或る職業に就きたる場合に、最低賃銀を保證するに止まり、一歩を進めて職業其もの を提供するものに非ず。勞働者にして職業に就く能はざらんか、最低賃銀に關する法制如何に整頓するも、遂に能く彼等を利益するに足らざるなり。英國政府從來の施設を以てしては勞働取引所の施設を發達せしめて、勞働に對する需要と供給とを調節し、一方に最低賃銀法の効果と相俟つて、勞働市場に於て、失業の爲めに困憊する者なからしめ、而して職業に就く者は必ず最低賃銀を得ることゝし、以て人の生活上に起る困難に當らんとすると雖も、急進論者は到底之を以て滿足せず、進んで勞働權、職業に對する權利の承認を必要とす可く、此點に於て他日の衝突を免かれず。否此種の衝突は現に勞働黨の議會に提出する勞働權法案（Right to Work Bill）に對する政府の態度を見れば、其端を發せるの觀なき能はず。勞働權法案の要點は善意を以て失業したる勞働者に對し、國家に就て適當なる職業を要求するか、然らずんば有形的効程を標準として、勞働者幷に從屬者を扶助する費用

を國家に要求する法律上の權利を認むるに存す。勞働者に最低賃銀を保證する立法に續いて、此種の要求の起るは自然の順路なりと雖も斯の如きは容易に國家の制度として承認せらる可きに非ず。或は急進論者は之を以て社會に一箇の缺陷を存するものと認めんか、然も最低賃銀を或る方法に依て劃定し一方に勞働權を承認せざるも必ずしも急進論者の唱ふる非難の當れりとする能はざる事情あり。卽ち社會改良家が國家に劃定を求めつゝある生活賃銀は敢て貨幣を以て之を表示し、而して之を一定不變の額に置かんとするの意に非ず。生活賃銀の額は文明の發達、之に伴ふ人民慾望の增進に對して、或る關係を保つ可く、斯くして勞働者は文明社會に棲息するを値するの所得を收め、萬一失業したる場合に、平生所得の剩れるものを以て、之に應ずるを得べければなり。

英國が從來裁定局法に依て、最低賃銀を劃定する以上に、更に法律を以て一般的最低賃銀を法定するが如きは、實際上の問題としては、未だ實行的性質を有するを認むる能はず。一般的最低賃銀を一週間三十志とするの議論は時に急進論者に依て主張せらるゝ雖も、實際的計畫として考量せんか、之を承認するに難し。勞働者に最低限度を劃して、生活賃銀を與ふるの提案一般に承認せられ、勞働者は人類としての存在を許さゞるが如き報酬を以てしては有用の勞働を爲す能はざるの事實も明瞭と爲らんか、社會改良の計畫は將に一歩を進めたるものにして、從來是等の點に缺くる所ありたるが爲めに生じたる勞働不安の狀態の如き趣を改むるに至るの道理なり。或は言はん、勞働者に對し、其勞働の効程を問はずして、定額の賃銀を保證するは不公正なりと。然も今日多數の工業に於て、多數の勞働者の賃銀に對しては、出來高の如何に拘はらず、一定時間に對する標準賃銀なるものありて、之に依て賃銀の決定せらるゝ事實を考量せんか、此種の非難の當らざるは論を俟たざるなり。

第三、公衆は勞働不安の狀態に對して、如何なる態度を持するや。社會が其炭坑業に於けると、運輸業に於けると問はず、近時行はるゝが如き同盟罷業の爲めに、大なる影響を蒙ることを自覺せるは勿論にして、而して今日の如き勞働問題の解決に就て、國家干涉の端を示せる際には勞働不安狀態の鎭靜に就ても亦國家の施設に賴らんとするの念なきを得ず。千九百十一年の國勢調査に據れば、英國の人

口は四千五百二十一萬六千六百六十五人にして、一方に職工組合員の數は二百四十三萬五千七百四人に上り、此内重要なる組合百に屬する者の數のみを以てして、百四十五萬九千六百八十七人を下らず。炭坑業が七十萬八千四十人、運輸業が二十四萬二千二百七十人、織物業が三十七萬九千百八十二人の組合員を有するが如き、其顯著なるものなり。而して是等の組合員が或る方法の下に於ては防止するを得べき場合に、屢々同盟罷業を敢てし、全家族を擧げて生計上の困難を感せしめ、或は婦人の内職を盛にして、勞働虐遇の端を滋くし、小兒の發育を傷けて、次代の貧民を培養し、或は勞働者を失業又は勞働不能の狀態に陷らしめて、以て近き將來に於ける救貧院受救者の數を增加する等幾多不良の影響續出するに於ては、從來議會の試みたる一部工業に對する賃銀劃定若しくは維持の政策を他に及ぼすの希望を生ずるや論を俟たざるなり。

三

近年英國に於て、一の同盟罷工熄止して、直に次の罷工に接し、世人をして應接に

遑なきの感を懷かしむるに就ては、罷業に對する解決の道宜しきを得ざるに基くの事情あり。而して此點に就ては政府に責任の負ふ可きものなしとせず。世人は一の罷業熄止して、勞働者が復業すれば、之に依て產業上の平和を收め得たりとして、滿足の意を表し罷業終了の條件が勞働者の成功を意味するか、其失敗を表示するか、將た又互讓に基けるやを問はざるが如し。同盟罷業に對する方針として重要なるは、罷業を終熄せしむると共に、今後發生の危險を杜絕するに在り。若しも罷業終了の條件にして、後者の考量を缺かんか、何等解決の道を得たりと見る可からざるなり。例へば千九百七年の鐵道現業者同盟罷業に對する解決が依然勞働者を不安の地位に置きたる爲め、千九百十一年更に以前の罷業に比較して、險惡なる罷業を誘致せんとする原因と爲れり。而して千九百十一年の紛議解決が近き將來に於て、罷業の再燃を招くの近因と爲る可きとは、世人の略ぼ期する所なるが如し。一の罷業を熄止せしむることゝ、產業界に平穩の狀態を確保することゝは、全然別箇の問題にして、同盟罷業の根本原因を芟除せずして、罷業を熄止せしむるは、產業上の平和を實現するの楷梯に非ざるは勿論、却て他日の混亂を釀成する

の媒介たらざるを得ず。此事實を論證する爲め、少しく千九百七年の鐵道現業者の間に起れる勞働紛議を叙述するの必要あり。鐵道現業組合員が同盟罷業に依り、會社をして彼等の組合を承認せしめ、依て以て賃銀增進、勞働時間減縮に就て、會社と交渉するに當て、有利なる地位を立つことを計畫したるは、千九百七年十月にして、八千七百七十八票に對する七萬六千九百二十五票の多數を以て、此事を議決し、會社の拒絶に會して、將に罷業を開始せんとしたる際、時の商務院長官ロイド、ヂョージ氏は干渉を試み、會社の重役と協議を遂げて、一の調停案を作成したり。鐵道和解局制度は卽ち是れにして、此制度に贊成する各鐵道會社は適當なる地域に於て、現業員の各階級に應じ、地方和解局を組織して、賃銀並に勞働時間を協定すると、會社の代表者並に地方和解局に於ける勞働者の代表者を以て中央和解局を組織し、地方和解局に於て協定の成立せざりし場合には、中央和解局の議に附し、尙ほ其決定を得ざるときは、和解局又は下院議長の孰れかゝ仲裁者を選定し、此仲裁者の下したる決定を以て、有効のものとし、以上の決定は一箇年前の通告に依り、會社、勞働者何れの側に於ても之を無効とするを得れども、契約成立後六箇年間は此通

告を爲す能はざることゝしたり。（以上の制度に據て、各鐵道會社の和解局が決定したる勞働條件は一括して、Report on Collective Agreements between Employers and Workpeople in the United Kingdom. cd 5366. pp. 314—44 に揭げらる。就て見る可し。）

斯の如くして和解局制度鐵道業に成立するや、多數の人は同盟罷業の災禍を免かれ得たるを喜び、殊に今後七年間同盟罷業の發生せざる保障の設けられたるを祝したりと雖も、然も其勞働者に幾何の効果を及ぼしたるやを考ふるときは、失望する所なきを得ず。グレート、イースタン、ミッドランド諸鐵道會社の如きは、和解局を組織したる會社の大なるものなり。而して是等の會社の賃銀支拂高は千九百七年と千九百十年とを比較して何れも多少の減額を示さゞるなく、和解局成立の爲めに、却て賃銀支拂高を減却せしめたるの外觀なしとせず。或は一箇の勞働者に就て云はんか、賃銀の增加したるものある可しと雖も、一方に全體の支拂高の減少したるは、卽ち勞働者の數に減少を來したるか、或は現に就業する勞働者の或るものに對して、他の勞働者の賃銀增加に對抗する賃銀低減の行はれたるかを示すものにして、其孰れを以てする

も、勞働者の地位を幸福ならしめたりとする能はず。商務院の發表したる勞働統計要領に據るに、英國に於ける鐵道現業員(電氣鐵道從業者を除く)の賃銀は成年者一週平均二十四志六片、未成年者十一志三片なるが、一方に電氣鐵道從業者の平均賃銀は成年者二十九志六片、未成年者十二志十一片にして、蒸汽鐵道現業員より遙に上位に居れり。鐵道現業員は各員の平均賃銀を電鐵從業者と同等の程度に達せしめ、又其勞働時間を五十八時間より四十八時間に減縮することを以て、當面の希望とするものなり。而して千九百七年の紛議が罷業の敢行に至らざる間に、和解局の成立に依て、一時の解決を告ぐるや、勞働者は和解局の効果に就て、注目したるに、其勞働者に及ぼしたる利益の數ふるに足るものなきの事實明瞭と爲れるより、鐵道現業員組合の和解局に對して失望すること甚だしく、結局七年間和解局の決定に服さゞる可からざるの規約あるに拘はらず、千九百十一年八月運送業勞働者の同盟罷業を企てたる際、相次いで罷業を行はんとしたり。茲に於てか政府は遽に和解局の組織に改正を企て、從來非難の最も大なりし中央和解局を廢止し、和解條件の決定に就て、勞働者の意思を充分に發揮せしむるの方法を設け、纔に罷業

を未然に防止するを得たりと雖も、此制度の施行は千九百十二年七月より二箇年間に限らるゝを以て、此期間内に何等見る可きの解決法を講ぜざるに於ては、千九百十四年七月に至り、多年鬱結したる勞働者の不平一時に爆發して、如何なる程度の勞働紛議に接するやも未だ知る可からず。而して如上の經過は姑息なる方法を以て勞働紛議を解決することの一時の小康を貪るに止まり、決して根本的解決に非ざるの事實を明にしたり。然らば今後勞働紛議を根本的に解決し、今日の勞働不安の狀態を脱するには、從來既に端緒を發したる所に一歩を進むるの外に道ある可からず。英國社會政策發展の潮流甚だ急なりと雖も、一定の順序を逐ふの跡あるは、吾輩の看過する能はざる所なりとす。

ウエルス氏嘗て勞働不安の狀態を論ずるに當り、其冒頭に於て、「人は生れながらにして、鐵道の擔夫たり、後に人と爲りしものか、將た又人に生れて、後に偶然の事情より鐵道の擔夫と爲りしものか」と云ふ奇問を掲げて、勞働者の爲めに、萬丈の氣焰を發したることありき。吾輩は之を以て勞働問題を解決せんとする者の服膺す可き格言とするに躊躇せざるなり。